

令和5年度こども食堂物価高騰対策支援金給付要綱

(通則)

第1条 こども食堂物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の給付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この支援金は、物価高騰により食材費、光熱費及び燃料費が増加する中で、無料又は少額でこどもに対し食事を提供する取組（以下「こども食堂」という。）を行う団体又は個人に対し支援金を給付することで、こどもの居場所となっているこども食堂の安定的な活動を支援することを目的とする。

(給付対象者)

第3条 支援金の給付対象者は、福岡県内で活動するこども食堂であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 支援金を受けるにあたって、あらかじめ知事に対しこども食堂の活動状況を管内市町村へ情報提供することに同意すること。
- (2) 宗教、政治活動又は営利を目的としていないこと。
- (3) 公序良俗に反していないこと。

(暴力団排除)

第4条 前条の給付対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等となっている団体
- (3) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体又は個人
 - ア 暴力団員が事業主又は役員等に就任している団体
 - イ 暴力団員が実質的に運営している団体
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体又は個人
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体又は個人
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体又は個人
- (4) 団体の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

(給付対象となる活動)

第5条 この支援金の給付の対象は、令和5年10月1日から令和6年4月30日までの間に行うこども食堂の活動とする。

(給付額の算定方法)

第6条 支援金の額は、前条の活動回数に1,750円を乗じて算出する。ただし、以下の第1欄に定める区分に該当する場合は第2欄に定める額を1,750円にそれぞれ加算する。

1 区分	2 加算額
都市ガスを使用している場合	10円
高圧電気を使用している場合	30円

(給付申請)

第7条 支援金の給付を受けようとする団体又は個人は、令和6年7月1日までに、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) こども食堂物価高騰対策支援金給付申請書(様式第1号その1)
- (2) こども食堂概要書及び同意書(様式第1号その2)
- (3) 活動計画(報告)書兼給付額計算書(様式第1号その3)

(給付決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を精査し、適当と認めるときは、給付決定を行い、こども食堂物価高騰対策支援金給付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査の結果、給付しないことを決定した場合は、支援金を給付しない旨を申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第9条 前条の規定により給付決定を受けた団体又は個人(以下「給付決定者」という。)は、こども食堂の活動状況について知事の要求があったときは、速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、給付決定者の活動状況に疑義が生じた場合等、必要に応じてこども食堂の活動場所に立ち入り、調査することができる。

(給付決定の取消)

第10条 知事は、規則に規定する条件に違反した場合、給付対象者若しくは給付対象となる活動に該当しないことが判明した場合又は不正の手段により支援金の給付決定を受けた場合は、給付決定を取り消すものとする。

(実績報告)

第11条 給付決定者は、第7条の申請に係る活動終了後、速やかに次に掲げる書類

を知事に提出しなければならない。

(1) こども食堂物価高騰対策支援金実績報告書(様式第3号)

(2) 活動計画(報告)書兼給付額計算書(様式第1号その3)

- 2 給付決定者は、給付対象活動が完了せずに県の会計年度が終了する場合、支援金の交付決定を受けた翌年度の4月15日までに、こども食堂物価高騰対策支援金事業年度終了実績報告書(様式第3号その2)を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

- 第12条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る活動が支援金の給付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、給付すべき支援金の額を確定し、こども食堂物価高騰対策支援金給付額確定通知書(様式第4号)により給付決定者に通知するものとする。

(支援金の請求)

- 第13条 給付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、こども食堂物価高騰対策支援金請求書(様式第5号)により知事に請求するものとする。

- 2 給付決定者は、前条の規定による通知の前に、支援金の概算払を受けようとするときは、こども食堂物価高騰対策支援金概算払請求書(様式第6号)により知事に請求するものとする。

- 3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の全部又は一部について概算払をするものとする。この場合、精算時に過払いが生じたときは、過払いとなっている額を返還させるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定による請求は、第7条の規定による給付申請と同時に行うことができるものとする。この場合において、第8条第2項の規定による給付しない旨の通知を受けた者の請求は無効とする。

(書類の整備)

- 第14条 給付決定者は、こども食堂の活動に関する書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する支援金の給付を受けた日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

- 3 前項に規定する保存期間が満了していない間にこども食堂が解散する場合は、その権利義務を承継する団体又は個人(権利義務を承継する団体又は個人がない場合は知事)に当該書類を引き継がなければならない。

(届出事項)

- 第15条 給付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 住所又は名称を変更したとき。

(2) 代表者を変更したとき。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行し、令和5年度の支援金について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月25日から施行し、改正後の令和5年度子ども食堂物価高騰対策支援金給付要綱の規定は、この要綱の施行の日以降の申請に係る支援金について適用し、同日前の申請に係る支援金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年2月16日から施行し、改正後の令和5年度子ども食堂物価高騰対策支援金給付要綱の規定は、令和5年12月25日以降の申請に係る支援金について適用する。